

議 第 1 0 5 号

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）10 月 8 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成 27 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」
に改める。

第 17 条第 2 項前段中「児童相談所等における乳児又は幼児の利用
開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査
（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に
規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項におい
て「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対
する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げ
る」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に改め、同項後段
中「児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断」を
「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を
加える。

児童相談所等における乳児又は幼児 （以下「乳幼児」という。）の利用	利用乳幼児に対する利用開始時の健 康診断
--------------------------------------	-------------------------

開始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第 2 2 条 各号列記以外の部分中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同条第 1 号中「乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）」を「乳幼児」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年2月26日条例第7号）

改正後		改正前				
(虐待等の禁止)		(虐待等の禁止)				
第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。				
(利用乳幼児及び職員の健康診断)		(利用乳幼児及び職員の健康診断)				
第17条 (略)		第17条 (略)				
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。	<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断					
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断					
3・4 (略)		3・4 (略)				
(設備の基準)		(設備の基準)				
第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 (1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。		第22条 家庭的保育事業は、次条第2項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳児又は幼児の居宅を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。 (1) 乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保育を行う専用の部屋を設けるこ				

改正後	改正前
(2)～(7) (略)	と。 (2)～(7) (略)